

要救護者階層の存在形態

—要救護性の把握に関する方法論的試案—

雀 部 猛 利

目 次

- 一、要救護性の概念
- 二、要救護性の現実的把握
- 三、要救護者階層の存在形態
- 四、要救護者階層の本質

一、要救護性の概念

資本主義制度が個人の経済的自由を保障し、その創意を刺戟して、生産の向上に延いては人類の福祉に寄與してきたことは、誰しも認める処であるが、その反面に於て、この経済制度のもつ宿命的矛盾に依つて、幾多の社会的障礙を露呈してきたこともまた事実である。社会事業の分野に於ては、この社会的障碍を要救護性という概念によつて捉え、それを社会事業の対象として把握せんとし、「個人或いは家族が、自己或いは家族扶養義務者の自己救助能力又は家族扶養能力を欠如、喪失又は微弱化することによつて、彼等の肉体的乃至精神的生活が順当に保証されない状態」を要救護性と名付け、その扱い手を要救護者階層として位置づけんとしてきた。從來、社会事業の対象者がこうした要救護性の扱い手として把握されながらも、尙この要救護性の一般的特質を経済外的人口に限定し、「彼が一時

的である、永続的である、經濟秩序の外に置かれてあること、言い換れば、労働能力の喪失者、薄弱者の如き生産者たる資格に欠くる者、或いは、家族關係による物質的經濟的扶養を受け得ない老人や年少者の如き『非經濟的人口』^(註三)である」かの如く規定せんとする傾向があつた。然しながら、ウェップが指摘した如く、要救護性の特質は、「その生活が危險に曝されねばならない程度に、生活必需の資を欠如せる狀態であり、それはまた單に物質的狀態すなわち衣食住の欠乏だけではなく精神的破産の状態を含んでゐる」^(註四)処に、それが見出されるのであるから、この要救護性を担つてゐる社会階層は、資本制社会に於ける非經濟的人口のみに限定されたものではなく、広く働く貧民階層をも、そのなかに包含してゐるのである。

もともと「救済乃至保護を社会的に行うことを必要とする客体の特殊性を抽象化した言葉である」要救護性の認識は、共同体がその欠乏や不足を充足なしは救護すべきだという觀点から、これを採り上げる意志 (Aufnahmewilligkeit) と同時にまた、それを共同体に依つて充たし得る能力 (Aufnahmefähigkeit) が存在する時に成立するのであつて、それは家族、親族の如き狹少な共同体が扶助する場合は別として、広義の共同体すなわち公共團體や國家がこれを救護することの必要性を認めて、それに一定の救護を與え得る処に成立するのであるから、「要救護性は本質的に最も包括的な社会である國家の文化的・道徳的生活水準や國民經濟の實質に對して相対的に存在し、從つて要救護性の限界はその認識の發展に對應して拡大される」^(註五)のは当然である。

現在わが國に於て生活保護法の適用を受けている者の数は一九二萬人に過ぎないが、その適用を必要とする所謂ボーダーライン階層 (Border Line Status) は一〇七二万人にも達してゐると推定されてゐる。元來、ボーダーライン層とさう語は、被保護世帯の生活水準と區別がつかない程度の (indeterminate, debatable) 低く生活を営んでゐる所謂要救護性をもつ世帯階層を言うのであつて、彼等は「その日暮しの不安定な貧しい日々を送つてあり、一旦病人が出たり、何かの事故が起れば、たちまち生活保護を受けなくてはならない」という階層^(註六)であり、また「辛うじて生活の資を得てはいるが、容易に被保護世帯に轉落するおそれのある貧困階層」でもある。

國家に依つて現実に救護が與えられる被救恤的人口層の質と量は、救護主體である國家の政治的諸条件、就中その經濟的条件に依つて規定されてくるから、要救護性をもつ社会階層がすべて必ずしも被救護階層として、現実に生活

保護法の適用を受けているとは限らない。従つて要救護階層としての生活水準や生活構造を営んでいても、現実には救護されない漏救者としてそのまま放置されている社会階層が存在するのである。

二、要救護性の現実的把握

人間の生活は、個人の主観的立場からは種々な動機や理由付けに依つて説明することが出来るとしても、それを客観的に觀察する場合には、常に一定の社会的な文化様式や生活水準の問題として捉えてゆくことが出来る。従つて市民の生活問題は謂わば生活類型と消費水準の問題として、それが集中的に現はれてくる。就中、労働して得た所得が家計として如何に消費されるながら、どのような生活様式のもとで市民としての生活が営まれているかという、生活構造の問題として捉えてみることが出来る。元來、市民生活は、労働過程から所得によつてその生活資料を購入し、使用された労働力の回復を図りながら、次の労働過程への準備を整えている処の、謂わば生産生活と消費生活の統一的構造をもつた現実態であると言うことが出来る。従つて市民の生活の上に現われた「要救護性」の現実は、世帯の上に表現される家計構造の低位性や跛行性を捉えることに依つても、一應はその様相を知ることが出来るだろう。

曾つて英國に於て施行されたベースのロンドン市民調査やラウントリーのヨーク市の調査等に依ると、肉体の維持が困難な程度にまで窮乏せる所謂第一次貧困者は、これらの都市の全人口の約一割も占めており、更にまた肉体維持が漸く可能であるという第二次貧困者をも含めると、その数は全市民の約三割にも及ぶことが指摘された。処がその後およそ半世紀を経た今日に於ては、その数が激減し、前者に相当する第二次貧困者をも含めて約一・七%にまで激減していることは注目に値する現実である。処が我が國に於ては、未だに第一次貧困者が全人口の約三割弱、第二次貧困者が約三割五分を下らないといふ驚くべき推定貧困率が示されている。

元來、要救護者階層とは、経済的には「窮乏」或いは「貧乏」を担つてゐる社会階層であり、生活保護法に於てはこれを「生活困窮者」と名付けてゐる。即ち「生活の全分野において、健康で文化的な最低限度の生活を維持するとの出來ない者」であつて、具体的には單に生活扶助該當者のみを指すのではなく、生活、教育、住宅、医療、出産、生業および葬祭のための最低限度必要な費用のうち、その一つでも欠く者は、この法律にいう所謂「生活困窮者」で

ある。そしてこの「最低限度必要な費用」とは、東京都に於ける五人世帯（老人、壯年、女子および子供三人）を標準として、その世帯の全物量方式による理論生計費から算定し、これを他の世帯類型のものに類推して作られた基準でもつて示されているわけである^(註九)が、現実にはこの基準額以下の費用で以て生活しているにも拘らず、生活保護を受けることが出来ない「要救護者階層」が存在しているのであつて、生活保護法でいう處の「生活困窮者」としての取扱いを受けていない低額所得者が現に少なからず存在し、多くの社会的障碍をひきおこしている。何故ならば、生活保護法でいう處の「生活困窮者」は、ただその世帯の所得のみを調査して、その基準額と対比させて決定されるのみであつて、その生活の内容が最低基準を満たしているか否かといふ生計費の問題が捨象されているからである。更にまたもう一つの問題は、「生活困窮者」という緒印をおされる爲には、土地、家屋、貨幣、債権、無体財産などの一切の資産や能力が、最低限度の生活を維持するため積極的に活用し盡されていなければならぬし、また民法でいう親族扶養義務者の扶養が優先されている場合に限定されているからである。

以上のような理由から、最低限度の生活が満たされていない低額所得者であつても、なほ且つ「生活困窮者」という緒印が押されていない所謂「要救護者階層」が現実に見受けられるわけである。

更にまた、こうした低額所得者より稍々その収入が高いが、負債や疾病等の特別出費のために、その生活水準や生活構造が低額所得者や生活困窮者のそれと同等のものしか保ち得ない階層が、この数よりも更に多く存在しているのである。従つて現実的な意味に於ける「要救護者階層」のなかには、現に生活保護を受けている所謂「生活困窮者」の他に、これに接続した所謂「ボーダーライン階層」と呼ばれている「要救護者」が、より以上に多く存在していることを認めざるを得ないだろう。それ故に経済的指數からみた「要救護性」の現実的把握には、その世帯の生計費分析から捉えることが可能である。こうした方法論的認識は、いわば「要救護性」の経済学的認識であつて、実態生計費の綿密なる分析の結果から、始めてその現実形態を捉えることが出来るのである。

最後に、家計構造からみた「要救護者階層」の把握に於て問題になるのは、「最低限度必要な費用」という保護基準が現実に適合しない爲に、「被保護世帯」の生活が基準額以上の水準で生活が営まれていて、これと同水準の家計構造をもつものが保護から漏れている。しかもこうした傾向が年毎に増加し、所謂「要救護性」をもつた社会階

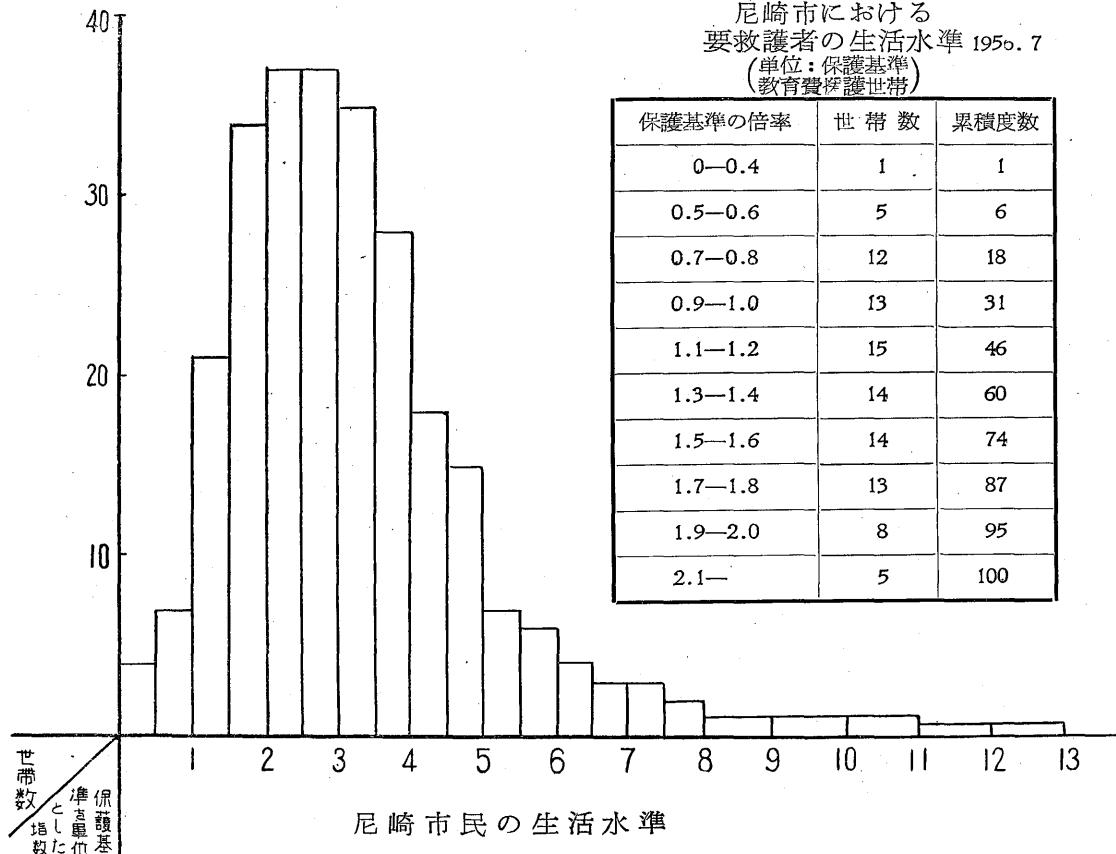
尼崎市民の生活水準 1956. 7

(単位:保護基準)
(階戸無作為抽出)

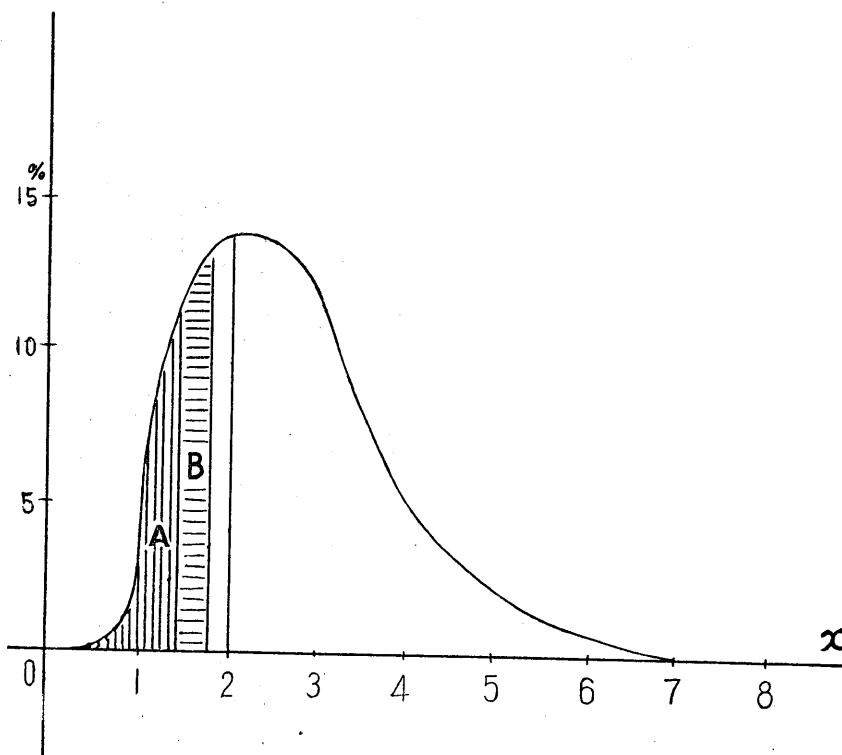
保護基準の倍率	世帯数	累積度数
0.0—0.4	4	2
0.5—0.9	7	11
1.0—1.4	21	32
1.5—1.9	34	66
2.0—2.4	37	103
2.5—2.9	37	140
3.0—3.4	35	175
3.5—3.9	28	203
4.0—4.4	18	221
4.5—4.9	15	236
5.0—5.4	7	243
5.5—5.9	6	249
6.0—6.4	4	253
6.5—6.9	3	256
7.0—7.4	3	259
7.5—7.9	2	261
8.0—8.9	2	263
9.0—9.9	2	265
10.0—10.9	1	266
11.0—11.9	1	267
12.0—	1	268
計	268	268

層の中が一段と拡大しつつある。従つて「被保護世帯」の家計構造が現実には「基準額」の何割増しであるかを正確に認識すると共に、地方自治体や公共團体等に於て「準保護世帯」として取扱われているものは「保護基準額」の何割増しの生活を営んでいるかを把握することが「要救護者階層」の認識にとつて不可欠な条件である。こうした「保護基準額」を単位とした家計の測定から「要救護者階層」の大きさを捉える具体的な方法とその資料に関しては次号に於て論するが、ここでは一つの方法論的な立場のみを提示することに止めるにすぎない。

尼崎市における
要救護者の生活水準 1950. 7
(単位: 保護基準)
(教育費保険世帯)



尼崎市民の生活水準と要救護者階戸の大きさ



X: 生活保護基準額を単位とした生活水準指数

Y: 世帯数%

A: 収入が保護基準以下と認定され、且つまた資産や能力も既に活用し尽されて、尙扶養義務者の扶養能力も欠く階層の消費水準

B: 収入が保護基準以下であつても、保護が却下されたものやエンゲル係数が被保護世帯と同等であつても、収入がそれより少し高い階層。準保護世帯、要保護世帯

三、要救護者階層の存在形態

然しながら「要救護性」を担つてゐる人々を現実に把握する方法は、單にその認識に於ける経済学的な方法論に於てのみ、その全きを期し得るのではなく、彼等の社会的な生活行動や彼等の属する社会集團や人間関係の分析をも同時に併せ考へてその実態を捉えるときに、よくその実相を解明し得るのであつて、「要救護者階層」の社会学的認識や社会生態学的觀察を無視した方法論的認識は、その実態の背後にある集團現象の深さを捉えることを見失うであろう。

一般に低額所得者階層が從事してゐる職業や労働形態は、農漁村に於ては、耕作面積が極めて少い零細農家、原始的漁業法による零細漁業者、半農半工型農民、半農半漁型漁夫等の家庭にその典型を見出すことが出来るが、都市に於ては、無職、失業、日雇、内職家庭等の上に現われてくるほか、零細な自営業とも云われる露天商、靴みがき、屑拾い、寄せ屋等を営んでゐるもの家庭や零細企業の從事者家庭は、何れも低額所得者階層の大半を占めている。從つて生活保護法の適用を受けていない家庭でも、多くの生活障碍を誘発し、或るものは公益質屋の常連となることにより、また或るものは少額の借金を数多く作り、それを廻りしすることによつて、辛じて生きのびており、彼等の子女は準保護家庭として教育費や給食費を免除されても、なほ就労児や就労不就学児となつて、その生活障礙を担うようになつてくる。

いま、こうした低額所得者階層の居住地を生态学的に眺めてみると、その多くは不良住宅地区、細民街、未開放部落等に集團的に集中し、各所に点在する低額所得者階層の数に較べると、その比重は遙かに大きいと言わねばならない。このように低額所得者階層の大部分が、殊に都市に於ては生态学的な意味に於ける集團形態をとつて分布してゐる處に、社会学的な問題を残してゐると言わざるを得ない。

尼崎市に於ける貧困学童家庭の社会生态学的分布を眺めてみると、多く貧困学童を抱えてゐる校区には、必ず細民地区をもち、そこに多数の貧困学童家庭を密集させてゐる。ではどうして低額所得者階層が特定地区に密集して定居するかということに関し、これまでにも多くの社会学者達によつて色々論ぜられてきた。例えば大都市論に於て奥井

中学校校区别貧困学童数

校 区	貧 学 困 数	被 保 護 者 数	密 集 地 区
※ 小田南中	178	64	杭瀬・長州9常光寺・
小田北中	24	12	
園田 中	82	20	
塚 口 中	53	2	
立 花 中	77	28	
武 庫 中	12	3	
※ 大庄東中	102	94	今北・浜田崇徳院
※ 大庄西中	141	63	元浜・道意
明 倫 中	76	43	
昭 和 中	68	40	
※ 城 内 中	155	53	築地・金楽寺・大物
計	968	422	

復太郎教授は、「人々が居を定めるに当つて先ず、身分、職業的に著しい懸隔のない土地を選ぶのが普通である。それが都市社会学でいう地域的な型で、結局大都市は職業、身分的に複雑な構成にはなつてゐるが、実際を見ると地域的にこれが分布されて一定の地域地区には同種同様の生活相が形成されてゐることとなつてゐる」と指摘してゐる如く、一定の土地への定着は先づ社会的に類似せるものが集團化し、その集團が共同生活を営む処に自ら共感感情を生ぜしめ、それが必然的にその地区の生活者に安易な所感を與える雰囲気を作り、緊張のほぐされた住みよい世界を構成してゆくのであろう。

然しこのことがまた逆に彼等の生活の低位性を釘づけにしているという現実を我々は看逃してはならない。現に尼崎市に於ては、低額所得者の密集する今北地区の如く、隣保相扶の社会慣習が強く、事ある毎に「たのもし講」が設けられ、臨時の特別出費を必要とするような疾病、傷害、災害、冠婚葬祭等に際しては、その地区に居住する仲間である限り、隣保相扶の組織によつて少くともその場はしげ得るように仕組まれてゐる地域が存在してゐる。このような地区では、その住民達はその爲に全生活費の約四分の一にも及ぶ危険分散費をさし引かれるので、その地域社会自体の低位性が存在する限り、個人はこの隣保相扶の負担から逃れることが出来ない。こうした共同性や集團性の強さは、共同体自体の

低位性が深ければ深いほど、逆に個人を生活の低位性から解放させない絆となつて彼等の生活水準を拘束し、共同体の低位性がそのまま彼等の生活の低位性として運命づけている。このことは謂わば地縁集團の異常性がもたらす生活の跛行性であると看做すことが出来る。勿論、低額所得者階層のすべてが地縁集團内に於ける異常關係の体現者だとは言えないが、彼が所属する社會集團自体の異常性やその集團内に於ける人間關係の不調整から「要救護者階層」に位置づけられている人達も多い。逆説的な表現をするならば、低額所得者であり、エンゲル係數の高い生活構造を営んでいるが故に、その人間關係の異常性に依つてそれを補わざるを得ないのかも知れない。

四、要救護者階層の本質

「要救護性」の担い手を、その労働形態や職業形態から考察することは、「要救護者階層」の本質を理解する上に欠くことの出来ない一つの觀点だと言うことが出来る。

曾つて、マルクスは資本論に於て、相対的過剩人口の種々の実存形態に就て述べ、「労働者がなれば就業している期間、または全く就業していない期間中は、相対的過剩人口に属する」ことを指摘した。「要救護性」の最初の担い手が相対的過剩人口の最低の沈没層である被救恤的窮民層であり、浮浪人、犯罪者、賣春婦等、要するに本來的ルンベン・プロレタリアートを除けば、彼等が労働能力者、孤兒及び窮乏兒、零落者、ルンベン、労働無能力者等から構成されている社会階層であることは間違いない。然しながら「要救護者階層」がただ單に被救恤的窮民層のみに限定されるのでなく、それに接続している他の三つの相対的過剩人口層、すなわち流動的、潜在的および停滞的形態を持つた社会層もまた「要救護性」の担い手として立たされる危険性を多分に備えている。就中、相対的過剩人口の第三範疇である停滞的過剩人口層は、その就業が不規則なために、「彼等の生活狀態が労働階級の平均的な標準的水準以下に低下する」^(註二)危険に曝され、不安定な労働形態の深刻化と共に「要救護性」を一段と助長させている。それ故に彼等がたとへ第一次貧困線以上の生活水準を維持するに足る所得があるとしても、その家計構造が跛行性をもつか、或いはその世帯構造の上に異常性を示す場合には「要救護者階層」へと落ち込む可能性を充分備えていると言わざるを

得ない。従つて都市に於ては、無職、零細企業の従事者や家内労働者や日雇等の労働形態に所属する階層が、その世帯構成に於て異常性を示すか、或ひはその社会関係に於ける不整調や社会生活に於ける跛行性を担つてゐる場合には、確実に「要救護者」としての烙印をあたれる資格を充分そなえてゐると認めねばならない。

(註一) 竹中 勝男 社会福祉研究 昭和二十五年 11月號

(註二) 大河内 一男 社会政策各論 二六頁

(註三) 竹中 勝男 前掲書 一五一页

(註四) Klumke E. T. ; Fürsorgewesen, S. 13

(註五) 竹中 勝男 前掲書 一五五頁

(註六) Gotze S. ; Grundlagen der heutigen wohlfahrtspflege 1937 S. 24

(註七) 竹中 勝男 前掲書 一五六頁

(註八) 厚生省の黒木利克氏は昭和二十八年11月号の文藝春秋座談会記事に於て、わが国に於ける農家の貧困階層は八四万世帯、四三一万、貧困常労働世帯は四五万世帯、一八八万人、内職をしている寡婦、母子労働者世帯は二〇万世帯、九〇万人、失業者世帯は五〇万世帯、一三五万人、老令傷病世帯は三〇万世帯、七四万人であり、計一、〇七二万人が要救護性を帶びた人達であることをはのめかしてゐる。

(註九) 保護基準は年令、性、世帯構成、居住地、保護の種類に応じて、その基準額を異にするが、尼崎市の場合に例をとると、その基準額は次のようであつる。

A 生活扶助基準額表（月額）一級地乙

1、居宅

第一類の費用及び第二類の費用の合計額とする。

第一類の費用は、世帯構成員の年令及び性別に対応する夫々の金額の合計とし、第二類の費用は当該世帯の所在の地区、その構成人員類に対応する金額とする。

第一類

年令 満	基準額		加算額
	男	女	
0—2	六三〇円	六三〇円	
2—5	一一七五円	一一三五円	
5—9	一四三〇円	一三九〇円	
9—13	一六七〇円	一六三〇円	
13—14	一九四〇円	一八四〇円	
14—25	二〇四〇円	一七三〇円	育児諸費(就学 年令前の児童)
25—60	一九〇五円	一五六五円	は四五四円
60+	一六八〇円	一三一〇円	

満一才未満児が
人工栄養による
場合はそれに必
要な金額

B 住宅扶助基準額表(月額)

家賃甲地	世帯人員別	一人—二人	三人—四人	五人以上
	五四〇円	八三〇円	一一〇〇円	

(註一〇) 奥井復太郎 大都市論 昭和十五年 六九〇頁
 (註一一) 資本論 長谷部文雄訳 青木文庫 第一部第四分冊 九九一—二頁
 (註一二) 前掲書 九九四頁

第二類

地域 甲地	学校 学年	基準額及び 加算額				
		一人	二人	三人	四人	五人
120	1	六二〇	七〇五	八〇五	八六五	九〇五
120	2					
150	3					
160	4					
180	5					
195	6					
360	1					
260	2					
245	3					

は一人増
に五人同
じ世帯
六人以上

C 教育扶助基準額(月額)

甲地	施設種別	基準額		冬季加算額
		一人	二人	
	施設及び 之に準ずる施設及び 更に生ずる施設及び 之に準ずる施設及び 教科書、給食費	二〇七〇円	二三三〇円	二五四円

Sasabe, Taketoshi

The Existance Forms of the Social Status in Need of the Public Relief.

An Idea of Methodology of Grasping the Need of the Public Relief.

Resume

- I. As the conception of the public relief is undecided, so many social status in need of it are unable to get the public relief.
- II. It is difficult to really grasp the need of the public relief, but we can grasp the social status in need of the public relief by measureing the standard of living with the unit of the standard of the public relief.
- III. Many of social status in need of the public relief, if they are not yet the client, are exiting in the handicapped communities locally, in the status in the unrested labour forms in the fields of work, and in the handicapped households in the point of the family conditions.
- IV. We can state that the accumulated surplus population is the essence of the social status in need of the public relief.